

第49回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和6年7月26日（金）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

愛知靖之、浪田陽子、三室久枝、椋本久雄、横井かをり、吉井純子、
吉村雅人、伊藤知之、奥谷成之、川畑正文、倉地康弘

（事務担当者等）

藤野真歩子、小勝負善之、大津正広、吉田晃弘、安達正広、浅野ゆかり、
吉田義一、下村義之、木村祐司、横山経成、後藤紗葉

4 議題

DV防止法に基づく保護命令制度について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員長挨拶

(3) 委員異動報告

(4) 前回のテーマ（裁判所におけるデジタル化～司法行政事務を中心として

～) に関する報告

(5) 意見交換

(6) 次回のテーマ

「働き方改革」について

(7) 次回開催日

令和6年12月3日(火)

【議事録概要】

《発言者：●＝委員長、○＝委員、□＝事務担当者等》

- 3点質問したい。まず、配偶者からの暴力に関する保護命令事件の申立件数が減少している具体的な理由は何か。次に、申立人の多くは女性ということだが、申立人としては、女性の裁判官、書記官に対応してもらう方が話しやすいように思うが、裁判官、書記官のどちらかが女性となるような配慮をしているのか。また、相手方は男性が多いと思うが、相手方が審尋の呼出しに応じない場合には、裁判所はどのような対応をするのか。
- まず、1点目の質問につき、申立件数が減少している理由は、明確に分かっているわけではないが、減少している状況を踏まえて昨年法改正がなされた。法改正によって申立件数が増加しないのであれば、申立件数の減少理由は不明のままであるが、体感的には法改正後の申立件数はかなり増加しており、全国の統計はないものの、少なくとも京都では昨年度の倍近く増加している。法改正の内容自体に効果があったのか、法改正に伴う報道の影響なのか、件数増加の原因は不明であるが、法改正に一定の効果はあったように感じている。2点目の質問につき、現在、京都地裁で保護命令事件を担当している裁判官には、男性も女性もおり、必ずしも女性裁判官が担当するわけではない。書記官も、男性と女性があり、事件の配てんによっては、裁判官、書記官共に男性となる組み合わせの場合もある。

- 2点目の質問につき、書記官サイドからお答えさせていただく。事前相談の電話の段階で、申立人が男性恐怖症や精神的に不安定であるとの事情が判明していれば、窓口対応時には、男性での対応でもよいかを確認したり、女性書記官が対応可能な日での期日を指定するなど、できる限り、柔軟に対応するよう配慮している。
- 3点目の質問につき、相手方の言い分を聞く機会として審尋期日を設けているところ、相手方が呼出しに応じないということであれば、その旨を記録に残した上で、これを前提に判断をすることになる。審尋期日の変更であれば柔軟に対応しているが、どうしても呼出しに応じないと言われれば、審尋を行わないまま保護命令を出すことになろう。
- 補足すると、審尋は、相手方の権利であり、相手方がこれを放棄するのであれば、基本的には申立人の言い分で判断することになろう。
- 以前にDV事件を担当していた頃感覚では、相手方も言い分があって、審尋期日に出頭することが多く、呼出しに応じないといった対応をされた記憶はあまりない。また、2点目の質問については、男性裁判官が担当する場合でも、対応には十分気を付けている。裁判官の事件配てんの平等や、書記官の事務の平準化の観点から、当事者が女性職員を希望しても、希望に添えない場合もあり得る。裁判官、書記官ともに男性が担当する場合であっても、対応には十分気を付けているので、その点をご心配いただかなくてもよいと

思っている。

○ 呼出しに応じない相手方に対しては、審尋は相手方の言い分を聞く重要な機会であることや保護命令違反による制裁について、十分に説明をし、できる限り呼出しに応じてもらうよう働きかけるなど、手続保障の観点からの相手方への配慮が必要だと思う。勾留されている相手方については、どのように審尋を行っているのか。

□ まず、事前相談の段階で、相手方が勾留されているかを必ず確認している。相手方が勾留されていることが判明した場合には、勾留されている警察署に連絡をし、保護命令申立予定であることを伝えておき、申立て後、直ちに連携が取れる態勢を取っている。申立てがあれば直ちに警察署に連絡をし、勾留期間を考慮して審尋期日を決める。審尋期日には、刑事法廷等を利用している。以上の対応を行うことになるが、裁判官と相談しながら計画を立て、審尋室の確保等、事前準備を迅速に行って、できる限り勾留期間内に審尋期日を実施できるように取り組んでいる。

○ 京都地裁本庁の令和5年度の申立て件数は27件、認容件数が25件との説明があったが、裁判所に相談がなされた際、申立ての可否等のアドバイスをどのように行っているのか。DV被害者は、自身が非常に危険な状況にあると思って相談しているところ、裁判所としては、申立段階で認容されるための要件を満たしているか否かを答えられないとしても、相談者にとって一

番適切な支援に繋げるために、例えば、配偶者暴力相談支援総合センター（以下「DVセンター」という。）や警察などの公的機関への相談を促すことはあるのか。

- DVセンターの相談件数は増加している一方で、裁判所への申立件数が増加していない現状から、多くの場合、DVセンターでの事前相談において、裁判所に申立てすべき事案か否かを考慮して、適切な支援に繋がっていただいている結果ではないかと感じている。裁判所としては、裁判所とDVセンターでの認識のズレが生じないように、協議会や事件処理に際してDVセンターと密に連携をとっている。
- 書記官の立場から申し上げると、DV被害者の方が最初に裁判所に電話をしてこられることはそれほど多くない。多くの場合は、DVセンター又は警察から、DVの申立てを予定されている方がいる旨の相談をいただいている。DVセンターや警察を介さずに裁判所に連絡してきた方に対しては、申立てを制限するようなことはなく、事案の概要を伺った上で、DVセンターや警察への相談を促している。
- 補足させていただくと、DVセンターの職員の方は、プロとして制度を理解されている。また、弁護士に相談する態勢があるとも聞いている。DVセンターや警察においては、どのような場合に保護命令が認められるかを検討されていると認識している。また、DV対策は、国や都道府県の責務であり、

保護命令に限らず、様々な保護や自立支援の仕組みがあるため、保護命令が難しい場合には、DVセンター等において、別の方法での支援がなされていると理解している。

- DVセンターの方等は、多数のケースを見てきておられるので、必要な証拠や裁判所での審理についても把握されており、適切に対応されていると認識している。
- 当事者にとっては、保護命令が発令されて終了ではなく、離婚や子の親権、面会など夫婦間の問題も生じるため、今後の不安が大きいと思われる。裁判所は、そういった保護命令発令後に生じる当事者の不安に対し、どのような手続教示をしているのか。
- 窓口で書記官が対応する際に、今後どうすればよいかとの質問をされることがある。その場合、離婚や親権等については、家庭裁判所で法的手続があるので、家庭裁判所で聞いてもらうよう伝え、その他、例えば、生活保護や公的住宅への入居方法、住民票の秘匿制度等については、DVセンター等の外部機関を案内して、今後の生活を考えてもらうよう話をしている。
- 補足すると、被害者側は、DVセンターや警察等の事前相談態勢が整っているし、保護命令の申立てをされる段階で離婚の手続をすでに進めている場合もある。したがって、被害者側に対して裁判所から詳細な手続教示を行うことはそれほど多くない。他方で、裁判所から、加害者側に対して今後の法

的手続を説明する必要を感じたことはあまりない。

- 保護命令制度は、まずは、止血を迅速に行うことが制度趣旨であり、その中で一般的な手続教示はできたとしても、個別事案に則した法律相談は難しい印象である。
- 保護命令手続は企業におけるパワハラやセクハラに対応と似ている。企業では、総務人事の部門が従業員から相談を受けた段階で、ヒアリングを行って、懲戒委員会で取り上げるべき事案か否かを振り分けている。すなわち、相談イコール申立てとなり、別途懲戒委員会で話を聞いて対応を決める流れになる。相談から申立てまでを、どれだけスムーズに進めるかが、被害者にとっては重要であると思われるが、保護命令手続においては、写真等の証拠書類のプリントアウト等、煩わしい手続が足かせになっているのではないかと感じる。デジタル化を踏まえ、証拠書類等についてもペーパーレス化を進め、スマホ等から簡単に申立てが可能となれば良いと思う。
- 企業において、パワハラやセクハラの手続がされた場合、証拠資料はどのように収集されるのか、参考に伺いたい。
- 証拠資料の収集は、基本的には、申立人ではなく、企業側で行っている。申立人が持っている証拠については、スマホ画面等を見せてもらったり、メールで送ってもらったりすることはあるが、それを申立人がプリントアウトをする必要はない。相談を受けて懲戒委員会で取り上げる事案の割合は、D

Vセンター等への相談から保護命令事件申立てに至る割合よりも多い。

- DVセンターや警察への相談から申立てに至るまでに、どの程度の日数を要しているか。相手方の住民票等も取得する必要があるため、即時申立てができるわけではなく、被害者にとっては、相談から申立てまでの間の怖さがあるのではないか。DV被害者は、逃げ場のない状況になってから警察やDVセンターに相談している場合もあり、シェルターにすぐに入れるとは限らない中で、相談から申立てまでの時間的な配慮は必要だと思う。また、被害者がDVセンター等で相談した後に思い出した事実が出てくる場合がある。被害者にとっては些細なことであっても、法的には指摘できる場合もあるため、審尋等において、改めて専門家の視点でどのような事情があったかを再確認いただければ、適切な判断に結びつくように思う。

- 申立書に暴力があった日を記載する欄があり、その記載を見ると、暴力から一週間以内に相談に行かれている方が多い印象である。DVセンターでは緊急性を重要視されているので、相談があればすぐ、裁判所に、一両日中に申立てをしようとしている人がおられる旨の連絡がある。裁判所としては、できる限りその日中に申立書の内容を確認しておき、翌日又は翌々日に申立てがなされるということが多い。DVセンターにおいては、住民票や戸籍などの必要書類の取得方法等のアドバイスもしていただいております、早ければ暴力から一週間足らずで裁判所に申立てがなされるケースもある。また、相手

方が勾留中である場合には、警察において、勾留期間10日の間に手続が終了するように逆算して裁判所にすぐ行くよう、教示されている。したがって、実質的に本人が動き始めてから申立てまではかなりスピーディに行われていると認識している。

- 保護命令制度が被害者救済の制度であることは理解しているが、相手方の手続保障も重要な要素であるため、その点は、裁判所としての配慮をお願いしたい。被害者は、DVセンターや警察の援助を得て準備をした上で申立てに至るが、相手方にとっては、突然、裁判所から審尋期日の通知が送付され、何も分からないまま審尋に臨むことになる。相手方が100パーセント悪いということはなく、相手方にも言い分があるし、双方が完全に対立してしまうと、離婚や親権等の手続に尾を引くこともあるので、そういう意味でも相手方の意見もきちんと聞いてあげてほしい。

- 加害者側である相手方の言い分についてはきちんと聞くようにしている。相手方の手続保障として、基本的に審尋を省略することはできないと認識しており、相手方にも来てもらって、なるべく本人の口からどのような状況で暴力に至ったのか、今どのような気持ちなのかなど、双方の話を良く聞いた上で、判断しているという点は理解いただきたい。その上で、やはり、保護命令制度は通常の訴訟とは異なり、紛争解決ではなく、被害者救済の手段であるため、要件に該当すれば保護命令を出さないといけないことが法律上決

まっている。相手方に様々な事情があったとしても、今後また暴力のおそれがあるのであれば、命令を出さざるを得ないという点もご理解いただきたい。

- 今後ウェブ会議による審尋が可能となった場合の審尋の在り方についてのどのような観点でもよいので意見をいただきたい。ウェブ会議は、例えば、DVセンターに申立人がおられる状態で、裁判所とDVセンターとを接続するといった方法も考えられ、裁判所に来る手間が省けること以上に、裁判所で相手方と鉢合わせをする危険を回避することができる点でメリットがあるが、メリットばかりではないとも思われるので、ご指摘等があれば伺いたい。
- 行政手続等では、原則ウェブで手続を行い、特段の事情がない限り対面で行わないというケースもあるが、そのような一刀両断の制度にはしてほしくない。あくまでも当事者がどちらかを選べるようにしてもらいたい。
- コロナ禍においてはオンラインでの講義を行っていたが、学生と直接会って話すのと、モニターを通して話すのとでは、何が真実なのかという点で、若干の違いを感じた。違いを認識した上で、ウェブでの審尋を行われるなら構わないが、対面を大事にするということは残しておいていただきたい。
- 審尋の方法として、裁判所とDVセンターのパソコンとを繋ぐという方法を紹介されていたが、当事者個人が自身のスマホから繋ぐような、完全な個人と繋ぐ方法もあり得るのか。

● DVセンター内にいる申立人個人のスマホやパソコンでのウェブ審尋もあり得ると考えている。

○ 本日の説明で、審尋においてはプライバシーの保護が大事だと理解した。ウェブ会議の利用は便利な一方で、裁判所側から当事者の様子が見えず、周囲の状況を確認することができない。この点、プライバシーの保護をどのように保証していくのか。申立人自身が、審尋の際に、サポートをしてくれる人が周囲にいても構わないのであれば、問題ないのかもしれないが、現在の手続のような、裁判官、書記官と申立人のみの空間で審尋を行うのとは、全く雰囲気が異なる。サポートをしてくれる人が周囲にいることは良い点もあるが、申立人自身の意見が固まっていない状態で、周りの意見に流されてしまうようなこともあるかもしれない。申立人が自身に起きたことを審尋でどれだけ話すことができるかは、オンラインと対面とでは異なる。私自身、コロナ禍にオンライン講義をしていた際は、学生のことを分かっているつもりでいたが、対面での講義に戻ったときに、画面越しでは見えていない部分があったと感じた。審尋においても、当事者が本当のことを言っているのかどうかは、会って初めて分かる部分もあると思うので、手続上便利だというだけで、デジタルの力を借りて、DVセンターですべて終わらせるようなことになってしまわないように、十分に注意いただきたい。

裁判所が配慮すべき点に関して、申立人は女性が多いところ、DVセンタ

一等での相談件数に比べて申立てに至る事例が少ないということは、すなわち、申立てに至るケースは相当酷いケースだと思う。そうすると、ジェンダーの観点からは、裁判官又は書記官のどちらかを女性にする必要性は高いのではないか。物腰の柔らかい裁判官であっても、男性は男性であり、DV被害に遭った女性は、男性が怖いと思う。男性裁判官が気を付けているから大丈夫だというのは、男性の言い分であって、被害に遭った女性の意見はそうではないと思う。日本はまだまだジェンダーギャップ指数が低く、その中で、裁判官や書記官の女性の数が足りないということは理解するが、申立人が女性である場合に、裁判所として、裁判官か書記官のどちらか一方でも女性にするという努力は、していただきたい。例えば、DV関係の仕事をする裁判官や書記官には、ある程度、女性を配置することや、採用において積極的に女性を採用することが考えられる。採用広報においても、大学で学生に書記官の仕事を説明する際に、こういった仕事があるということ、女性がいるだけで当事者は話しやすくなることなどがあることなどを伝え、女性をもっとリクルートする努力を日本の官公庁や大企業はしていく責任があるのではないか。

- 今の意見について、検察庁では、性犯罪被害に遭われた方や性的虐待を受けた子供等の面接の際に、女性でないと安心できないという方が非常に多い。男性検察官でもよいと言っている、女性の検察官の方が安心だろうと思うこともある。一方で、女性検察官は、以前よりは増えてはいるが十分ではな

く、そういった被害者の方の話を聞く役割が、数少ない女性検察官に集中してしまうと、キャリアアップに際して、経験が偏ってしまい、公平性を損ねることや、特に育児中の女性検察官の場合、代理受傷をしてしまうこともある。その点を踏まえると、かなりの数の女性検察官が必要になってくる。限界があるかもしれないが、男性が対応するスキルを付けていく必要はあると思う。

○ 確かに、私の職場でも女性職員が少ないため、女性職員がハラスメント委員に当たる頻度が高い。今は過渡期であり、男女比が均等とまではいかなくても、男性の割合が高い分野の職種では、リクルートでもっと女性を積極的に増やす努力をしていただきたい。かえって女性差別になる場合や、逆男性差別となる場合もあると思うが、DV被害に遭われた方は、やはり男性は受け付けない。どれほど柔らかい物腰で、訓練を受けた裁判官や検察官であっても、男性というだけで怖いと感じ、言いたいことを言えなくなることもある。男性職員しか対応できない場合には、期日を変えたり、他の部署の女性職員に担当させるなどしながら、今は過渡期だと思って、リクルートをぜひ頑張っていたいただきたい。

○ 今年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)が施行され、各地で女性相談支援センターの強化が打ち出されている。その中には、予算として、非正規職員の女性相談支援員の配置に必要な費用の確

保が盛り込まれている。女性からの相談が多い分、まずは入口のところで多くの女性相談員が活躍している。女性にとって安全な環境と、女性の自立を支援する人たちがまず自立できるような雇用体制の中で、スキルを磨いてもらって次世代の相談員を育成し、さらには、そういう人たちがこういった仕事をやろうと思えるような支援の場を合わせて用意していく必要がある。性暴力やDVに関しては、相談しにくい状況では、本来の問題点を聞き出すことができない。その点も合わせて、様々な連携の場があるので、協力体制をしっかりとっていただきたい。

ウェブ会議による審尋に関して、ウェブ審尋では、当事者の状況が見えないだけでなく、盗聴や盗撮のリスクもある。DVセンターや弁護士事務所など、外部からの刺激が入らず、プライバシーの確保も確実にできる場所に限るなどしないと、申立人の将来にとって、リスクが大きくなるのではないかと懸念している。

- 大変貴重なご意見をいただいた。今後、DV防止法に基づく命令制度の運用にぜひ活かしていきたい。